

会 議 録

件 名	平成 28 年度 第 12 回丹波市選挙管理委員会		
日 時	平成 28 年 11 月 12 日	場	丹波市役所 2 階
	午前 9 時～午前 11 時	所	中会議室
出席者	藤井委員長、近藤委員長職務代理者、今井委員、青木委員 村上書記長、荒木書記、吉住書記		
<p>1 開会・・・村上書記長</p> <p>2 委員長あいさつ・・・今朝は久しぶりに秋らしい爽やかな朝となった。いよいよ明日 13日は丹波市長・市議選の告示日である。20日の投票に向けて遺漏のないよう準備を進めていただきたい。この市長・市議選は、丹波市民にとって辻市政が第 1 期とすれば、第 2 期目の新しい旅立ちのための選挙である。新政丹波市の出発に向けても今回の選挙は非常に重要な選挙であると思う。我々選挙管理委員会としては、この選挙が遺漏のない、そして今日の天気のように爽やかな結果となるよう皆さんの努力を賜りたい。</p> <p>3 協議事項</p> <p>○議案第45号 選挙時登録の登録日等を定めることについて 《全委員異議なく原案のとおり決定》</p> <p>○議案第46号 選挙人名簿に登録する者及び選挙人名簿から抹消する者について 《全委員異議なく原案のとおり決定》</p> <p>○議案第47号 選挙権を有する者の50分の1、3分の1の数について 《全委員異議なく原案のとおり決定》</p> <p>○議案第48号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めることについて 《全委員異議なく原案のとおり決定》</p> <p>○議案第49号 投票用紙の様式を定めることについて 《全委員異議なく原案のとおり決定》</p> <p>○議案第50号 選挙長及び同職務代理者を選任することについて 《全委員異議なく原案のとおり決定》</p> <p>○議案第51号 選挙会の日時及び場所を定めることについて 《全委員異議なく原案のとおり決定》</p>			

- 議案第52号 投票所を定めることについて
《全委員異議なく原案のとおり決定》
- 議案第53号 投票管理者及び同職務代理者を選任することについて
《全委員異議なく原案のとおり決定》
- 議案第54号 期日前投票所を定めることについて
《全委員異議なく原案のとおり決定》
- 議案第55号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を選任することについて
《全委員異議なく原案のとおり決定》
- 議案第56号 投票の順序を定めることについて
《全委員異議なく原案のとおり決定》
- 議案第57号 投票記載所内の氏名等掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めることについて
《全委員異議なく原案のとおり決定》
- 議案第58号 開票事務と選挙会事務を合同ですることについて
《全委員異議なく原案のとおり決定》
- 議案第59号 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて
《全委員異議なく原案のとおり決定》
- 議案第60号 公営ポスター掲示場の設置場所を定めることについて
《全委員異議なく原案のとおり決定》
- 議案第61号 選挙運動費用の支出制限額を定めることについて
《全委員異議なく原案のとおり決定》
- 報告第13号 選挙人名簿縦覧の場所について
《全委員異議なく承認》

4 その他

- 選挙立会人が3人に満たない場合に選挙長が選任する者について
事務局・・・現在、市長選挙において選挙立会人の届出が一人しかいないため、事前に調整させていただいているとおり、今井委員と青木委員に選挙立会人になっていただくことでよいか。

各委員・・・了解した。

5 今後の日程

委員長・・・期日前投票所の巡回は行わないのか。

事務局・・・参院選の時は街頭啓発の日に併せて期日前投票所の巡回をしていたが、今回の選挙では街頭啓発を前日に行うため、当日投票所巡回のみで良いのではないかという判断をしている。

委員長・・・了解した。

6 閉 会・・・近藤職務代理者

○ 傍聴人の数・・・0人